

「リニア事業やその整備計画認可は工事認可と同じ流れではないのか」第3回口頭弁論で裁判長指摘

ストップ・リニア！訴訟事務局発行(速報版)

リニア新幹線工事計画の認可処分の取消しを求めるストップ・リニア！訴訟の第3回口頭弁論が2月24日(金)午後2時半から東京地裁(吉田孝夫裁判長)で開かれました。この日の法廷でまず裁判長が「工事実施計画の認可行為の前に、JR東海に対する営業主体・建設主体の指示という段階と整備計画の決定という段階があるが、それらが違法となれば工事認可行為も違法であるという解釈でいいのか」と被告の国側に質しました。国側の代理人は、「それぞれの判断は別であり、違法性の継承は認められないと考える」と答え、裁判長の求めに応じて、国側の主張を次回までに書面で提出することになりました。私たちは、リニア新幹線について国交省の小委員会の議論がリニアの実現を前提に行われ、事業認可後の環境影響評価(アセスメント)も短期間に拙速に進められ、工事実施計画認可の基になった環境影響評価書も環境保全措置が極めてずさんであり違法であると主張しています。それ故、工事認可の手前にある各段階での国の認可や承認行為が違法であれば、工事認可の前提条件が崩れることは明白であると考えます。



原告側はリニア関連のすべての資料の提出を求める

また、この日の裁判で、原告側代理人は中央小委員会の20回にわたる審議内容と地域別の準備書、方法書、評価書、補正評価書などすべての資料を提出するよう求めました。これに対し国側は「すべて国交省やJR東海のホームページで公開している」と答えました。しかし、評価書だけでも1万6千ページもあり、プリントアウトしない限り内容を判読することは不可能です。また、中央新幹線小委員会の20回の審議会では、JR東海から審議のための膨大な参考資料が委員に配布されていますが、その資料は公開されていません。

原告・サポーターら150人が傍聴希望で東京地裁に並ぶ



第3回口頭弁論には原告、サポーターや支援団体から多くの原告サポーターが集まり、午後1時20分から東京地裁前で短時間の集会を開きました。地裁前集会は訴訟原告団の天野捷一事務局長の司会で行われ、川村晃生原告団長の決意表明に続き関島保雄弁護団共同代表の挨拶があり、意見陳述をする原告で岐阜県土岐市議の和田悦子さん、岡本浩明弁護士も法廷に臨む決意を述べました。また、リニア新幹線を考える登山者の会、JR東海労、日本科学者会議、日本熊森協会などリ

ニアの工事中止を求めている団体から連帯の挨拶がありました。そして午後2時から傍聴券抽選が行なわれ152人が並び、その結果約110人が103号法廷の傍聴席を埋めました。意見陳述の概要や参議院議員会館で行われた報告集会については裏面に掲載します。

(写真は相模原連絡会三浦民夫さん撮影)

ほんとうの豊かさは自然をどれだけ残せるか
原告・和田悦子さんの意見陳述(抜粋)



写真は報告集会での和田さんと岡本弁護士(参院議員会館)

私が住んでいる東濃地域には大小のウラン鉱山があります。春日井リニアを問う会が去年2月と3月実施した「放射線量測定調査」では、リニアルート品の品川から246kmの地点の御嵩町で非常に高い線量が認められました。

JR東海は「リニアはウラン鉱床を回避している」と説明していますが、そのもとになっているのは動燃が調べた分布図です。動燃の職員にフリーのジャーナリストが聞いたところ、「ウラン鉱床の所在は掘ってみないと分からない」という答えだったそうです。岐阜県がJR東海に独自に調査すべきとの意見書を出しました。ところがJR東海は瑞浪市日吉町の3キロ区間で僅か11本のボーリング調査を行っただけです。

自然を壊すことは、人間をも壊すことにつながります。本当の豊かさは自然環境をどれだけ残していけるかであると考えます。私たちは未来を生きる子供たちのため、ブレーキをかけ、今後日本がどうあるべきかを真剣に考えて行かなければならない時が来ていると思います。JR東海の見切り発車とも言えるリニア新幹線工事をやめてもらいたいと思い、意見を述べさせていただきました。

口頭弁論の日程が追加されました

4月28日(金)第4回

6月23日(〃)第5回

9月8日(〃)第6回

11月24日(〃)第7回

2018年1月19日(〃)第8回

いずれも東京地裁で
午後2時半から

住民の不安を残す着工は許しがたい行為
岡本浩明弁護士の意見陳述(抜粋)



岐阜県の東濃地域には日本最大のウラン鉱床群が存在します。地域住民にとっては、このウラン鉱床から掘り出される残土に混入しているウランから放出される放射線による環境や人体に与える影響が最も心配です。JR東海はウラン鉱床について文献調査とヒアリング調査をもとに「ウラン鉱床を回避したから問題はない」という環境影響調査しかしていません。

地元の市民団体の調査では高い数値の放射線量が測定されています。ウラン残土に対するJR東海のこれまでの対応は不誠実というしかなく、また対策も不十分というしかありません。地域住民の不安が払しょくされないまま、瑞浪市南垣外の工事が始まっているという極めて許しがたい事態となっています。



第3回口頭弁論報告集会に120人参加

24日午後4時過ぎから参議院議員会館で報告集会が開かれ、訴訟とともに日常の活動の強化を確認しました。本村伸子衆院議員、山添拓参院議員から連帯の挨拶がありました。